

平成30年度  
鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業のしおり  
(実務者研修施設)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

# 目 次

1 制度のあらまし	.....	2
2 受講資金貸付の決定について	.....	3
3 受講資金の貸付決定の取消しについて	.....	4
4 返還の免除について	.....	4
5 返還・猶予について	.....	5
6 申請・届出に必要な書類一覧	.....	7

# 1 制度のあらまし

鳥取県社会福祉協議会（以下「鳥取県社協」という。）では、将来、介護福祉士として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的として、介護福祉士の実務者研修施設に在学し介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、受講資金を貸付ける事業を実施します。

実務者研修施設を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この受講資金の返還が免除されます。

1 募集期間 平成30年4月16日（月）～平成31年1月31日（木） \*当日消印有効

## 2 受講資金制度の概要

対象者	<p>○ 次の要件を満たす者のうち、卒業後、県内の介護保険施設等において介護福祉士として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>① 介護福祉士の実務者研修施設に在学する者</p> <p>② 将来、県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者（国立施設で県外でも該当となる場合があります（5ページ「返還の免除について」参照））</p> <p>③ 学業成績優秀で心身ともに健全であること</p> <p>※ 既に他の同種の受講資金の貸付けや<u>職業訓練を受けている方は、原則として貸付けを受けられません。</u></p>
貸付限度額	<p>○介護福祉士実務者研修受講資金</p> <p>※貸付額 200,000円以内</p>
利息	無利子
貸付期間	実務者研修施設に在学する期間
返還免除条件	<p>次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。</p> <p>① 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の介護保険施設等において、介護福祉士として高齢者の介護等の業務に従事し、2年間引き続き当該業務に従事したとき。</p> <p>② 上記①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。</p>

## 3 申込方法

募集期間内に「介護福祉士等修学資金貸付申請書（実務者研修受講者用）（様式第1号の2）」に次の書類を添えて、実務者研修施設をとおして鳥取県社協まで申し込みをしてください。

（申請書、添付書類の所定様式は、県社協のホームページからダウンロードできます。）

鳥取県社会福祉協議会のホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp/>

### <介護福祉士等修学資金貸付申請書 添付書類>

- (1) 在学する養成施設等の長が作成した介護福祉士修学資金等修学生推薦書（様式第3号）
- (2) 住民票（申請者・連帯保証人 各1通）
- (3) 所得証明書（連帯保証人 1通）

※ 申請にあたっては1名の県内に居住する連帯保証人が必要です。

（申請者が未成年の場合には、親権者又は後見人）

#### 4 提出期限

平成31年1月31日(木)(当日消印有効)までに提出してください。

#### 5 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL0857-59-6344 FAX0857-59-6340

※直接持参の場合は募集期間中の午前9時から午後5時まで受け付けます(但し、土日・祝日を除く)。

#### 6 選考

鳥取県社協「鳥取県介護福祉士受講資金受講生選考基準」に基づき決定

#### 7 貸付決定

(1) 申請から1ヶ月以内(予定)に書面で申請者あてに結果を通知します。

(2) 借用書の提出から2週間(予定)に貸付決定を受けた方に対し修学資金等を交付します。

※ 受講資金は一括交付とします。

#### 8 その他

- ・必要に応じてその他必要な書類の提出を求めることがありますので御留意ください。
- ・詳細については鳥取県社協までお問い合わせください。

## 2 受講資金貸付の決定について

### 1 受講資金貸付決定までの流れ

申請者から実務者研修施設をとおして「介護福祉士受講資金貸付申請書(様式第1号の2)」の提出があった後、鳥取県社協において書類審査を行います。

書類審査の結果を受けて、鳥取県社協が貸付けを決定した方には、申請者に対してその旨を通知します。

時期	申請者	鳥取県社協
平成30年4月16日～ 平成31年1月31日	「介護福祉士受講資金貸付申請書」 「実務者研修施設の長の推薦書」を提出 (実務者研修施設経由)	
申請書受領から 1ヶ月以内 (予定)		書類審査  貸付の決定 (貸付決定の通知書を送付)
借用書提出から 2週間以内 (予定)	「借用証書」を提出	交付の決定 (実務者研修受講資金の貸付)

## 2 受講資金の貸付

- 貸付決定の通知書には以下の内容が記載されます。
  - ①貸付金額、②貸付対象期間、③貸付金の交付時期、等
- 貸付けについては、貸付決定後、必要書類を受領した上で一括交付する予定です。

## 3 借用証書の提出

受講生は、貸付けが決定した通知を受け取ったときは、直ちに「借用証書（様式第4号）」及び印鑑登録証明書（貸付決定日以降の日付のもの）を提出していただくことになります。

## 3 受講資金の貸付決定の取消しについて

受講生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、受講資金の貸付決定が取り消されることとなります。

- 実務者研修施設を退学したとき
- 学業成績又は性行が著しく不良となったとき
- 受講資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他受講資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと鳥取県社協が認めたとき

## 4 返還の免除について

### 1 返還免除

借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、返還の債務が免除されます。

イ 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、鳥取県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の実務者研修施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

介護福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設等で、入所者の保護に直接従事する職員の業務
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の介護職員の業務
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム等の介護職員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援の事業で、その主たる業務が介護等であるものの業務
- 介護保険法に規定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護等の介護従業者の業務  
 . . . . . 等

**2 免除の申請**

受講資金の返還債務の免除を受けようとする場合には、「介護福祉士受講資金返還免除申請書（様式第7号）」及び「在職証明書（別紙2）」を提出してください。

※業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を維持することができなくなったときは、当該資金の返還債務の全額が免除されます。

<免除に至る例>

H30.4	H31.1	H31.4	H33.3
在学（450 時間等）	受験	介護福祉士となり鳥取県内で介護等に従事（2年間） （実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日から2年間）	
貸付金交付		据置期間	返還期間（県内で介護等に従事しない場合） 返還債務の猶予（県内で介護等に従事した場合）
			返還債務の免除

※返還債務の免除及び猶予を希望される場合は、一定の条件を満たした上で申請する必要があります。

**5 返還・猶予について**

**1 返還**

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、原則、受講資金を当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、一括払いか月賦又は半年賦の均等払い方式により受講資金を返還しなければなりません。

- 受講資金の貸付契約を解除されたとき
- 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- 県内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなった認められたとき
- 介護等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき

## 2 返還の手続き

受講資金を返還しなければならない者は、直ちに「介護福祉士受講資金返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

## 3 返還の猶予

受講資金を返還すべき者が、次のいずれかに該当するときは、当該猶予の事由が存続する間、受講資金の返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 受講資金を打ち切られた後も引き続き実務者研修施設に在学しているとき
- (2) 実務者研修施設を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき
- (3) 県内において返還免除対象業務又は介護等の業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により受講資金の返還が困難となったとき
- (5) その他特に理由があると認められるとき

## 4 返還の猶予の手続き

返還債務の猶予を受けようとする者は、「介護福祉士受講資金返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

返還猶予決定後、業務に従事している期間は返還猶予となります。その際は毎年、「業務状況報告書（別紙3）」を鳥取県社協に提出してください。

## 6. 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類	様式番号
修学資金の貸付けを申請するとき	介護福祉士等修学資金貸付申請書	様式第1号の2
	介護福祉士等修学資金修学生推薦書	様式第3号
貸付けが決定した通知を受け取ったとき	借用証書	様式第4号
貸付けが終了したとき	介護福祉士修学資金等返還明細書	様式第5号の1
返還猶予を受けるとき	介護福祉士修学資金等修学資金返還猶予申請書	様式第6号の1
返還免除を受けるとき	介護福祉士修学資金等返還免除申請書	様式第7号の1
氏名又は住所を変更したとき	借受人氏名（住所）変更届	様式第8号
退学したとき	介護福祉士養成施設等退学届	様式第9号
修学資金の貸付を受けることを辞退するとき	介護福祉士修学資金等辞退届	様式第10号
休学し、又は停学の処分を受けたとき	介護福祉士養成施設等休学（停学）届	様式第11号
復学したとき	介護福祉士養成施設等復学届	様式第12号
転学したとき	介護福祉士養成施設等転学届	様式第13号
卒業したとき	介護福祉士養成施設等卒業届	様式第14号
介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき	介護福祉士等登録届	様式第15号
県内において介護等の業務に就業したとき	就業届	様式第16号
就業場所を移転したとき	就業先変更届	様式第17号
介護等の業務を退職したとき	退職届	様式第18号
連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき	連帯保証人氏名（住所）変更届	様式第19号
連帯保証人は、借受人が死亡したとき	借受人死亡届	様式第20号
借受人は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたとき	連帯保証人変更届	様式第21号
貸付金振込口座を変更したとき	介護福祉士修学資金等振込口座変更届	様式第22号
高校生の方が申請するとき	高校の調査書	学校の指定様式
高校生以外の方が申請するとき	修学意欲及び就労意思確認書	様式第23号
生活保護受給世帯の方が貸付けを申請するとき	意見書	様式第24号
資格取得、就労の意思等の確認が必要なとき	意思確認書	様式第26号
卒業後の就職先が県外の事業所に就職するとき	卒業後鳥取県外等就職先届	別紙1
返還免除を受けるとき	在職証明書	別紙2
返還猶予決定後、毎年 （業務に従事している場合は在職証明書（別紙2）を添付）	業務状況報告書	別紙3

（注）これらの様式は、鳥取県社協のホームページにてダウンロードできます。